公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９０号
北海道伊達市大滝区北湯沢温泉町86番地１　白樺団地
債務者　首藤　晴美
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
北海道伊達市南稀府町74番地、住民票上の住所北海道伊達市弄月町55番地３
債務者　但木　　款
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
北海道室蘭市本輪西町３丁目19番19号、前住所北海道室蘭市港北町１丁目12番３号
債務者　前田　次雄
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
山形県南陽市三間通1065番地　南陽やすらぎ荘
債務者　高田印刷こと　高田三枝子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７６号
山形県米沢市笹野町165番地の３
債務者　佐藤　嘉美
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７７号
山形県東置賜郡川西町大字下奥田3796番地20かがやきの丘、住民票上の住所山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子883番地２
債務者　井上　庸雄
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７９号
山形県米沢市花沢町１丁目２番50号
債務者　皆川　政司
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１２１０号
さいたま市西区大字宝来1586番地１　サンモールナカノ301、旧住所埼玉県上尾市大字原市959番地38
債務者　藤代　順己
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
埼玉県東松山市六軒町14番地32　福島貸家６号室
債務者　長内　惠子
１　決定年月日時　平成23年８月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４８号
埼玉県行田市桜町２丁目28番22号
債務者　鶴﨑真太郎
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４９号
埼玉県羽生市大字下新郷1669番地２
債務者　小島　秀昭
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３００号
埼玉県羽生市大字羽生221番地12
債務者　八木原一禎
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０５号
埼玉県行田市大字埼玉3717番地11
債務者　細井美代子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０６号
埼玉県深谷市東大沼223　オリエントカーサＡ202号、住民票上の住所埼玉県深谷市田谷116番地１
債務者　門平　京子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０８号
千葉県四街道市栗山905番地８　メルヴェーユⅠ番館203
債務者　山田　美保（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４３号
千葉県佐倉市王子台２丁目８番地10
債務者　岡田　正治
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４５号
千葉県成田市加良部５丁目３番地　６棟102号
債務者　秋山　政広
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで　千葉地方裁判所佐倉支部